

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 23 (29. 7.14)	生活環境	<p>商品・役務のネット販売に係る販売手数料等の表示に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>昨今、いわゆる LCC（格安航空会社）が大きな地位を占めるようになり、たとえば、関西空港から成田空港への航空券が、日付によっては片道 1,980 円といった安価な記載で販売されるようになった。</p> <p>一方、この価格は、あくまでも航空券本体の価格であって、これに加え、座席指定料金、手荷物預け入れ料金などが、必要に応じて加算される。また、クレジットカード、コンビニ支払など受容されているいかなる支払方法を選ぼうとも、販売手数料が必ず加算され、その金額は、年々上昇傾向にある。</p> <p>顧客の希望に応じて付加される可変的・任意的な座席指定や手荷物料金は別として、航空券販売に必ず要する販売手数料については、本体価格と別記載になっていて、会計の段になって初めて総額が分かる実態がある。広告記載と実際の支払金額が異なり、消費者に分かりにくくなっている。航空券本体価格には、当然に、その航空券を販売するための一切の対価（実費コスト＋利潤＋手数料）が含まれているべきである。</p> <p>たとえば、クレジットカードを使うのであれば、その加盟店は、クレジットカード会社に対し、一般に、加盟店の売上規模に応じて 2～5%程度の手数料を支払うものといわれている。このうち 0.5～1%程度を、顧客にポイントという形で還元し、残りがクレジットカード会社の利潤になっている。</p> <p>ここでは、仮に手数料率を 2～3%と仮定すると、5,000 円の売上があった場合、100～150 円程度の手数料となるのであるが、実際には、P 社の場合、クレジットカードで一律 440 円、コンビニ支払の場合 550 円が「一区間ごとに」「片道で」かかる。V 社の場合、片道 600 円である。J 社の場合、国内線では片道 500 円、国際線では片道 650～1,000 円がかかる。ANA</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

		<p>や JAL などが、支払手数料をそれとして特別に徴収していないこととは対照的である。問題は、その金額が本当に支払にかかる手数料なのか、それとも、安価な航空券本体価格の穴埋めなのか、判断・分析が難しいことである。こういった料金は、仮に徴収するとしても、たとえば取引で支払に必要な振込手数料と同様に、実費の請求がなされるべきである（なお、本来、各クレジットカード会社と加盟店との取り決めでは、加盟店がクレジットカード会社に対して負担する手数料を顧客に転嫁してはならないこととされている。加盟店側も、クレジットカードという便利な決済方法によって、売上の増加という利益が見込めるためである。したがって、厳密には、販売手数料の徴収そのものがクレジットカード会社と加盟店との契約に反するが、私的自治の原則もあって、実際には手数料の顧客への転嫁や、現金販売価格との二重価格を設ける店もある。）</p> <p>よって、消費者の保護や、消費者に分かりやすい価格表示の必要性に鑑み、国（衆参両院や消費者保護関係機関）に対し、役務の販売に際し、必要な手数料について、実費を分かりやすく表示すべきことについて、ガイドラインの作成、又は、各事業者に対して通知を発出することを求める意見書を提出していただきたい。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>役務の販売に際し、消費者が必ず支払わなければならない金額に関しては、当初から広告等に総額で記載すべきことについて、国にガイドラインの作成等を求める意見書を提出すること。</p>	
--	--	---	--